

会員各位

平成28年度会費免除申請について

平素は、学会運営に多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成28年5月12日時点において、本学会の定款細則第15条第1項第8号に定める事項に該当される会員につきましては、本学会本部宛に文書（書式自由）をもって本年度中（平成28年3月1日～平成29年2月末日）に免除の申請をお願いいたします。

なお、申請手続きにつきましては、毎年行っていただくこととなりますので、予めご承知おき願います。

今後とも本学会の発展にお力添え賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

・会費免除

第15条 第1項 第8号

名誉会員、功労会員及び国際名誉会員以外の正会員が満80歳に達した場合で、かつ、正会員の継続歴が20年以上の会員

一般社団法人 日本消化器内視鏡学会